

空室でお困りではありませんか？

家賃に月 **2** 万～**4** 万円の補助

会津若松市 セーフティネット住宅（専用住宅）登録のご案内

高齢の方や子育て世帯など、住まい探しに困っている方の入居を受け入れる住宅として登録していただくと、市や国から補助が受けられます。オーナー様が受け取る賃料は変わりません。

家賃低廉化補助

月 **2～4** 万円

入居者の家賃負担を市が補助
1戸あたり総額 480 万円まで

家賃債務保証料補助

6 万円

保証会社の利用で
滞納リスクに備えられます
1部屋につき1度のみ

改修費補助

最大 **200** 万円

バリアフリー・耐震等
工事費の3分の1
※国の事業です。市の窓口では
ありません

家賃低廉化補助の額

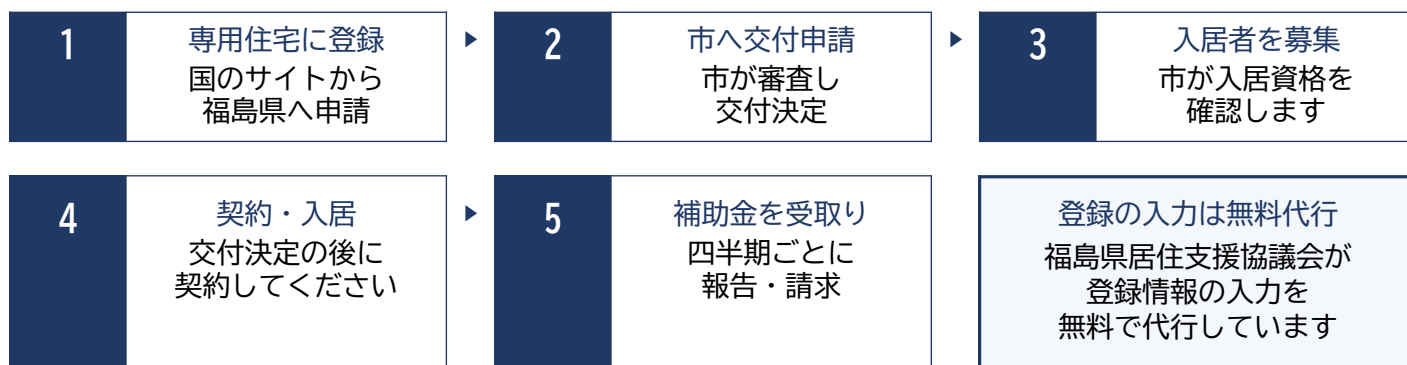
どなたが入居されるか	入居者の要件	所得の上限	補助額（月）	期間
高齢者・障がい者 （单身の方）	65歳以上、または 身体1～4級・精神 1～2級等	月 15.8 万円	2 万円	10 年 （最長 20 年）
子育て世帯	18歳未満の子・妊娠 中の方	月 21.4 万円	4 万円	6 年
多子世帯	18歳未満の子が3人 以上	月 25.9 万円	4 万円	6 年
新婚世帯	結婚から5年以内	月 21.4 万円	4 万円	3 年

※ 高齢者・障がい者は家賃4万円以上、その他の世帯は家賃8万円以上の場合の上限額です。家賃がこれに満たない場合は家賃の半額が上限となります。

こんな住宅が登録できます

広さ	構造・設備	家賃	登録の単位
1戸 25㎡以上 （台所等が共用なら 18㎡） 子育て向けは 40㎡	耐震性があること 台所・便所・浴室等が あること	近くにある同じような 賃貸住宅とかけ離れて いない額	1室から登録できます 登録は無料 サイト掲載も無料

補助を受けるまでの流れ



お申込みの前にご確認ください

10年間の管理が必要 補助を受けた後は、10年間 要配慮者専用の住宅として 管理していただきます	「専用住宅」の登録が条件 入居を拒まないだけの 「登録住宅」は補助の 対象外です	あとから切替えできます 登録住宅と専用住宅は いつでも切替え可能。 入居中の物件でも変更できます
--	--	---

※ 家賃債務保証料の補助は1部屋につき1度のみ（上限6万円）です。契約更新の際などに再度必要となる保証料は補助の対象外となり、入居される方のご負担となります。

※ 補助を受けた（受けている）住戸は、切替えができません場合があります。

※ 補助金は市の予算の範囲内で交付します。

※ 入居される方には、市内在住・住宅を所有していないこと・市税の滞納がないことなどの要件があります。

※ 改修費補助は国の事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）です。専用住宅として登録したうえで、住宅保証支援機構へ直接お申込みください（市に単独の改修費補助はありません）。

くわしくは、こちらから

	会津若松市の補助制度 補助の要件・様式・要綱を 掲載しています 「会津若松市 セーフティ ネット住宅」で検索		登録の申請サイト セーフティネット住宅 情報提供システム 登録済みの住宅も検索でき ます
---	--	--	--

【補助・ご相談】

会津若松市 建設部 建築住宅課

電話 0242-39-1268 FAX 0242-39-1454

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

メール kenchiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

【登録の手続き】 福島県建築指導課 024-521-7528 / 福島県居住支援協議会 024-563-6213

同封のアンケートにご協力ください。

問6で「案内を希望する」をお選びいただくと、詳しい資料をお送りします。個別のご相談・ご訪問も承ります。